

平成25年度

第2回倉浜衛生施設組合議会定例会
会議録

平成25年9月7日 開会

平成25年9月7日 閉会

場 所 : 倉浜衛生施設組合 管理棟3階大会議室

平成 25 年度
第 2 回

倉浜衛生施設組合議会定例会会議録

平成 25 年 9 月 7 日（土）午前 10 時開会

議 事 日 程 第 1 号

平成 25 年 9 月 7 日（土）

午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議案第 2 号 倉浜衛生施設組合公告式条例について
- 第 4 認定第 1 号 平成 24 年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 議案第 3 号 平成 25 年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 6 報告第 1 号～報告第 7 号
例月現金出納検査の結果報告について
- 第 7 一般質問

本日の会議に付した事件

（議事日程のとおり）

出席議員（13名）

| | | | | | |
|-----|--------|----|------|--------|----|
| 1 番 | 喜納 勝範 | 議員 | 8 番 | 前宮 美津子 | 議員 |
| 2 番 | 仲宗根 弘 | 議員 | 9 番 | 我如古 盛英 | 議員 |
| 3 番 | 新里 八十秀 | 議員 | 10 番 | 呉屋 等 | 議員 |
| 4 番 | 高江洲 義八 | 議員 | 12 番 | 宮城 司 | 議員 |
| 5 番 | 高橋 真 | 議員 | 13 番 | 喜友名 朝眞 | 議員 |
| 6 番 | 仲宗根 誠 | 議員 | 14 番 | 洲鎌 長榮 | 議員 |
| 7 番 | 普久原 朝健 | 議員 | | | |

欠席議員（1名）

11 番 桃原 功 議員

説明のため出席した者の職、氏名

| | | | |
|---------|--------|---------|--------|
| 管 理 者 | 東門 美津子 | 次 長 | 町田 均 |
| 副 管 理 者 | 佐喜眞 淳 | 総 務 課 長 | 嘉陽田 朝之 |
| 副 管 理 者 | 野国 昌春 | 業務第一課長 | 新垣 学 |
| 会計管理者 | 並里 記明 | 業務第二課長 | 新本 耕太郎 |
| 事務局 長 | 花城 清雄 | | |

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

総務係長 町田 洋人 主 事 金城 栄子
主任主事 内間 智恵

●普久原朝健議長 おはようございます。只今から、平成25年度第2回倉浜衛生施設組合議会定例会を開会いたします。

今回は、倉浜衛生施設組合議会定例会の召集時期を定める規則、「定例会は毎年3月、8月とする。ただし、必要があるときは、繰り上げ、又は繰り下げて招集することができる。」との規定に基づき招集されております。本定例会は8月中に開催ができませんでしたので、繰り下げて、本日、定例会を開催いたします。

また、倉浜衛生施設組合議会会議規則第10条第1項に、「日曜日及び休日は、休会とする。」との規定がございます。

今回は、組合構成市町の9月定例議会の日程等の関係から9月7日の土曜日ではありませんが、同規則第10条第3項の規定により、本定例会を開会いたしたいと思っております。

本定例会を開会することに御異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

●普久原朝健議長 御異議ございませんので、そのように決定いたします。

只今の出席議員は12名でございます。桃原議員が欠席の届け出があります。定足数に達しており会議は有効でございますので早速会議に入ります。それでは開会の御挨拶を管理者に御願いたします。

東門管理者。

●東門美津子管理者 おはようございます。平成25年度第2回倉浜衛生施設組合議会(定例会)を開会するにあたりまして御挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、お忙しい中、また大切な週末のお時間をお繰り合わせ頂き、御出席を賜りましたことに対し、心からお礼を申し上げます。

まず、冒頭、お詫びを申し上げます。

本議会に上程しております議案第3号についてでございますが、去る年3月24日開会の平成24年度第4回倉浜衛生施設組合議会(定例会)におきまして、議決、御承認いただきました、平成24年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)の債務負担行為補正にかかる契約、執行ができませんでした。ここで、今議会にて、補正減を御願する次第でございます。

この件につきましては、組合と業者との間での調整不足による契約未執行ということでございます。本当に、たいへん申し訳ございませんでした。

今後、このようなことが無いよう、気を引き締めて職務に当たって参りたいと考えております。再度、お詫びを申し上げます。

さて、今定例会に上程致しております、案件につきましては、倉浜衛生施設組合公告式条例について、平成24年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について、平成25年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第1号)の3件となっております。

案件の内容につきましては、事務局の方から、御説明させて頂きたいと存じますが、なにとぞ慎重なる御審議を頂きまして御議決賜りますよう御願い申し上げ、私の挨拶と致します。

どうぞよろしく御願いたします。

●普久原朝健議長 以上で管理者の御挨拶は終わります。本日は、議事日程第1号によって議事を進めてまいります。

第1、会議録署名議員の指名について議題といたします。本件につきましては会議規則第70条によって議長の指名になっておりますので指名いたします。2番議員 仲宗根弘議員、8番議員 前宮美津子議員の両名を会議録署名議員に指名いたします。これに御異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

●普久原朝健議長 御異議なしと認めます。

第2 会期の決定について議題といたします。会期については本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●普久原朝健議長 御異議ございませんので、そのように決定をいたします。

第3、議案第2号、倉浜衛生施設組合公告式条例について議題といたします。当局の説明を求めます。

花城事務局長。

●花城清雄事務局長 おはようございます。議案第2号について御説明申し上げます。

議案第2号、倉浜衛生施設組合公告式条例

倉浜衛生施設組合公告式条例を別紙のとおり提出する。

平成25年9月7日提出

倉浜衛生施設組合 管理者 東 門 美津子

(提案理由)

倉浜衛生施設組合条例等の公布及び公表に関する条例を整備する必要があるため、この案を提出する。

次のページを御願いたします。

倉浜衛生施設組合公告式条例

倉浜衛生施設組合条例等の公布及び公表に関する条例(昭和49年倉浜衛生施設組合条例第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条第4項の規定に基づく倉浜衛生施設組合(以下「組合」という。)公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び条例番号を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、倉浜衛生施設組合、沖縄市役所、宜野湾市役所、北谷町役場の掲示場に掲示してこれを行う。

(規則の公布)

第3条 前条の規定は、規則の公布に準用する。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、管理者の定める規程で公表を要するものを公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して管理者印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程について準用する。

(告示及び公告)

第5条 前条の規定は、管理者の発する告示及び公告に準用する。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

次のページを御願いたします。

新旧対照表でございます。今回の条例改正に伴い、倉浜衛生施設組合独自の公告式条例を制定することとなります。なお、公布につきましては、新設いたしました倉浜衛生施設組合の掲示場及び構成市町の沖繩市、宜野湾市、北谷町の掲示場に掲示を御願する予定でございます。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく御願いたします。

●普久原朝健議長 以上で当局の説明は終わります。ただちに、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(『質疑なし』の声あり)

●普久原朝健議長 質疑ないものと認め、これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。議案第2号について討論はありませんか。

(『省略』の声あり)

●普久原朝健議長 討論省略の声がありますので、討論を終結いたします。討論を終結することに御異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

●普久原朝健議長 御異議ございませんので、討論を終了いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第2号、倉浜衛生施設組合公告式条例について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

●普久原朝健議長 御異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

第4、認定第1号、平成24年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について議題といたします。当局の説明を求めます。

花城事務局長。

●花城清雄事務局長 認定第1号について御説明申し上げます。

平成24年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成24年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めます。

平成25年9月7日

倉浜衛生施設組合 管理者 東 門 美津子。

1ページのほうを御願いたします。

平成24年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算書

歳入決算額、18億4,980万6,704円。歳出決算額、17億9,020万7,325円でございます。形式収支となります歳入歳出差引額は、5,959万9,379円でございます。

2ページを御願いたします。始めに歳入決算書の状況でございます。歳入合計額を御

覧ください。予算現額 18 億 4 千 601 万 2 千円。調定額及び収入済額 18 億 4,980 万 6,704 円。不納欠損額 0 円、収入未済額 0 円、予算現額と収入済額との比較が 379 万 4,704 円となつてございます。収入済額 18 億 4,980 万 6,704 円は、対前年度比較で 1 億 7,251 万 2,282 円の増額で、率にしますと 10.3 パーセントの伸びでございます。主なものとしては、ごみ処理運営負担金が 1 億 3,069 万 5 千円増えてございます。これは公債費の元金支払いが増えたためでございます。また、し尿処理運営負担金が 1,435 万 7,000 円の増並びに 7 款 3 項 1 目雑入が 1,597 万 1,852 円増額したためでございます。

次に予算現額と収入済額との比較で 379 万 4,704 円につきましては、2 款 1 項の手数料のうち、ごみ処理手数料 82 万 760 円並びに 7 款 3 項雑入のうち、有償入札拠出金 311 万 1,763 円が主なものでございますが、それぞれ決算額が予算額を上回ったことが要因でございます。

3 ページの下のほうを御覧ください。歳出合計額を御覧ください。予算現額 18 億 4,601 万 2,000 円、支出済額 17 億 9,020 万 7,325 円、翌年度繰越額 0 円、不用額 5,580 万 4,675 円。予算現額と支出済額との比較が 5,580 万 4,675 円となつてございます。支出済額は対前年度比較で 1 億 7,040 万 6,926 円の増額で率にしますと 10.5 パーセント伸びてございます。これにつきましては、歳入で説明いたしました 4 款 1 項 1 目の起債元金の支払いの増額が主な要因でございます。

次に不用額 5,580 万 4,675 円と予算現額と支出済額との比較 5,580 万 4,675 円の主なものといたしましては、1 2 ページの 3 款 1 項 1 目塵芥処理場費（熱回収施設）の 1 1 節需用費 697 万 461 円の不用額、1 3 節委託料 2,491 万 4,789 円の不用額、1 4 ページの 3 款 1 項 3 目最終処分場費の 1 1 節需用費 329 万 1,733 円、1 5 ページの 3 款 1 項 4 目し尿処理場費の 1 1 節需用費 249 万 582 円並びに 1 6 ページの 5 款 1 項 1 目予備費 1,500 万円が主なものでございます。

次に 7 ページを御願いたします。歳入決算事項別明細書について御説明いたします。歳入 1 款 1 項 1 目 1 節ごみ処理運営負担金、収入済額 12 億 9,271 万 7 千円の内訳につきましては、沖縄市 7 億 776 万 8,000 円、宜野湾市 3 億 7,516 万 3,000 円、北谷町 2 億 978 万 6,000 円でございます。同じく 2 節し尿処理運営負担金、収入済額 1 億 2,186 万 9,000 円の内訳につきましては、沖縄市 5,684 万円、宜野湾市 4,773 万 2,000 円、北谷町 1,729 万 7,000 円でございます。

次に 2 款 1 項 1 目 1 節ごみ処理手数料、収入済額 1 億 385 万 6,760 円につきましては、許可業者が事業系ごみを搬入する際に、倉浜衛生施設組合に納める手数料でございます。

次に 2 款 1 項 1 目 2 節し尿処理手数料、収入済額 154 万 5,000 円につきましては、許可業者がし尿処理及び浄化槽汚泥を搬入する際に倉浜衛生施設組合に納める手数料でございます。

次に 4 款 1 項 1 目 1 節利子及び配当金、収入済額 524 万 7,044 円につきましては、本組合が条例で規定をしております 3 つの基金、財政調整基金、地域還元対応基金、最終処分場整備等基金の運用に係る分でございます。対前年度比較で 369 万 1,278 円の減額、率にいたしまして 41.3 パーセントの減になってございます。主な要因といたしましては、定期預金利子の利率が大幅に下がったためでございます。

8 ページを御願いたします。5 款 1 項 1 目 1 節財政調整基金繰入金、収入済額 902 万

5,000円につきましては、財政調整基金からの繰入でございます。

次に5款1項3目1節最終処分場整備等基金繰入金は、収入済額600万円につきましては、池原自治会及び登川自治会への年度協力金への繰入でございます。

次に6款1項1目1節繰越金、収入済額5,749万4,023万円につきましては、平成23年度の実質収支額でございます。

次に7款2項1目1節預金利子収入済額55万2,421円につきましては、歳計及び歳計外現金から発生した預金利息でございます。

次に7款3項1目雑入、収入済額1億9,860万6,028円につきましては、缶プレス、古紙類、売電等の売却料と全国市有物件共済会保険金の共済金でございます。

9ページの7款3項2目1節ごみ処理施設受託事業収入、収入済額5,289万4,428円につきましては、東部清掃組合からの焼却残渣受け入れに係る受託料と糸豊組合及び島尻清掃の焼却残渣等の一時保管に係る年度処理経費相当額でございます。

11ページを御願いたします。歳出決算事項別明細書、歳出2款1項総務費の一般管理費、25節積立金、支出済額7千914万9,698円につきましては、財政調整基金へ3,088万5,031円、最終処分場整備等基金へ4,826万4,667円の積立でございます。

12ページを御願いたします。3款1項1目塵芥処理場費の熱回収施設11節需用費、支出済額3億5,182万2,539円につきましては、熱回収施設の運転に係る消耗品費、燃料費、光熱水費及び修繕費でございますが、不用額697万461円のうち500万1,237円は修繕費でございます。これは当初予定をしておりました8基の空気圧縮機の修繕が3基で済んだためでございます。なお、修繕時期につきましては、主要設備の法定検査が1月から3月に合わせて実施しているため不用額として残っております。

次に13節委託料、支出済額1億9,678万4,211円につきましては、熱回収施設の運転に係る熱回収施設運転管理業務委託等13件の業務委託であります。不用額2,491万4,789円のうち2,464万円は緊急時に備えた一般廃棄物処理業務委託費でございます。内容といたしましては、200トンの7日間×単価1万7,600円で計上をしてあります。なお、平成25年度からは緊急時におきましては、予備費で対応することになってございます。

14ページを御願いたします。3款1項3目最終処分場費11節需用費、支出済額1,964万6,267円につきましては、消耗品費、燃料費、光熱水費及び修繕費でございますが、不用額329万1,733円のうち、300万6,173円は修繕費でございます。これは調整池攪拌ブロワ3基の修繕を予定しておりましたが、補修等により、1基の修繕で済んだこととグレーチング及び攪拌機関連の修繕が部分補修で対応できたためでございます。なお、緊急時の対応費として年度末まで予算を確保したためでございます。

15ページを御願いたします。3款1項4目し尿処理場費11節需用費、支出済額1,906万9,418円につきましては、消耗品費、燃料費、光熱水費及び修繕費でございますが、不用額249万582円のうち、210万3,941円は修繕費でございます。これは余剰ポンプ、消化汚泥ポンプ及び遠心分離機等の修繕を予定しておりましたが、機器の稼働状況を確認したところ現状での運転が可能と判断をしたことと、修繕整備等契約差額によるものでございます。なお、緊急時の対応費として年度末まで予算を確保したためでございます。

次に4款1項1目公債費元金23節償還金、利子及び割引料の支出済額2億5,943万

429 円。また、4 款 1 項 2 目公債費利子、支出済額 9,459 万 6,458 円となっております。なお、同公債費元金償還後の平成 24 年度末貸付金元金の年度末残高が 62 億 8,555 万 623 円となっております。

次に 5 款 1 項 1 目予備費でございます。平成 24 年度につきましては、予備費充用はございません。

17 ページを御願いたします。実質収支に関する調書でございます。実質収支額は 5,959 万 9,379 円となっております。これは繰越金として翌年度予算計上いたします。

18 ページ御願いたします。財産に関する調書でございます。決算年度中における公有財産の土地及び建物の増減はございません。

20 ページを御願いたします。物品についても決算年度中の増減はございません。

21 ページを御願いたします。基金についてでございます。本組合では 3 つの基金条例を制定して運用してございます。財政調整基金でございますが、決算年度中の増減高は 2,186 万 31 円で、決算年度末の現在高は 6 億 4,848 万 7,918 円でございます。

22 ページを御願いたします。地域還元対応基金でございますが、決算年度中増減高 0 円、決算年度末の現在高は 3 億 7,800 万円でございます。

23 ページを御願いたします。最終処分場整備等基金でございますが、決算年度中増減高 4,226 万 4,667 円の増であります。決算年度末の現在高は 5 億 7,904 万 5,795 円でございます。なお、当基金より池原自治会及び登川自治会へ年度協力金として 600 万円を繰り入れしてございます。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく御願いたします。

●普久原朝健議長 当局の説明を終わります。ただちに質疑に入ります。質疑はありますか。

高橋 真議員。

●高橋 真議員 おはようございます。同議案について、1 点に絞り込んで質疑をさせていただきたいと思っております。平成 24 年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算書の歳入の部分で 9 ページになります。7 款諸収入 3 項雑入 2 目受託事業収入予算現額でいきますと 5,325 万円に対してであります。今回、調定額、収入済額それぞれ 5,289 万 4,428 円と途中で補正増したにも関わらず予算現額よりも約 35 万円ほどの開きがあります。この理由について、お尋ねをしたいと思います。併せて関連しますが、備考の 1 番の東部清掃焼却残渣等埋立処分受託料、そして 2 番糸豊組合さん、そして 3 番島尻清掃のこの部分についてもありますが、これは対前年度と比較すると一律減少しているようにも見えますが、この要因はどのようなふうを考えているか教えてください。

●普久原朝健議長 花城事務局長。

●花城清雄事務局長 高橋議員の質疑にお答えいたしたいと思っております。7 款 3 項 2 目受託事業収入でございますが、平成 24 年度の予算額が 5,325 万円と調定額及び収入済額が 5,289 万 4,428 円と 35 万 5,572 円差額が生じております。主な要因といたしましては、東部清掃組合から搬入する予定でありました焼却残渣が 24 トンほど減少をしたためでございます。予算的な話をしますと、当初予算では受託事業収入につきましては、4,958 万 7,000 円を計上しておりましたが、補正第 2 号におきまして、366 万 3,000 円を補正増いたしました。東部のほうからの焼却残渣が予定よりも 24 トン減少したということござ

います。また、糸豊と島尻清掃組合につきましては、毎年、その一時保管残渣を搬出してあります。数字を見ますと糸豊の場合は、平成23年度は636万1,541円でありました。平成24年度は546万5,903円と、89万5,638円減っております。島尻清掃につきましては、平成23年度208万9,101円で、平成24年度は142万4,155円と66万4,946円減っております。これは預かっている残渣を搬出するという意味で残渣量が減れば、その管理費といいますか、処理、経費、相当分が減っていくと、ですから順調に搬出が進んでいるというふうに御理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

●普久原朝健議長 高橋 真議員。

●高橋 真議員 答弁ありがとうございます。今、局長の答弁からいきますと今回この予算現額に対しての収入済額の差額部分の主な要因というのは、いわゆる東部清掃の搬入されたごみの量が減少してその部分のいわゆる受託料の減少が主な見込みであるということは理解出来る部分がありますが、これは搬入量が減少したのはなぜですか。これは先方に確認はされたんでしょうか。なぜかという、本員はこの予算を審議をするときにいろんな資料を拝見させていただきましたが、可燃ごみの総量というのは全体的に増えているのではないかということが推察されたんですね。ということは沖縄市、宜野湾市、北谷町この中部2市1町でごみの総量自体が増えている。人口の増加も相まって増えているんですけど、東部の地域ではなんだかそういう減少される要因というのがあってのいわゆるこの受託見込み量の減少になったのか。そういうことは先方に確認をされたり、また、どういったことだと当組合では受け止められているんでしょうか。と申しますのは、見込みを立てて、その部分通常例年いろいろ平均値を計りながら、見込みを立てて受託量収入分というのは補正増して、しっかりと予算立てをしている部分の中で減ったわけですよ。この部分というのは最初から予想されていたものなのか。その部分について当組合はどう考えていらっしゃるのか教えていただきたいと思います。そして、備考2と備考3の糸豊組合さんと島尻組合さんはいわゆる搬出しているんだと搬出している量が順調にいつているのでそのごみ総量自体がどんどん減ってきて順調に減ってきているとありましたが、そうであればですね、最終処分場から具体的にどれぐらい残余率が改善になったのか教えていただきたいと思います。

●普久原朝健議長

休憩いたします。（午前10時36分）

再開いたします。（午前10時38分）

町田次長。

●町田 均次長 東部清掃施設組合の受託事業収入焼却残渣等埋立処分受託料の減の要因でございます。実際には24トン80キログラム予算上の見込みよりも44万630円の減でございます。予算と比べてです。その減の要因は、これは1例でありますけれど、本日の資料の平成22年度から平成24年度ごみ搬入量というのがございます。その資料の中の1ページのほうに倉浜衛生施設組合沖縄市、宜野湾市、北谷町の合計覧の可燃ごみの部分が焼却対象ごみであります。その焼却することによって焼却残渣等が発生します。主に基本は可燃ごみがこの表からすると倉浜の場合は、平成22年度は6万4,928トン、平成23年度は6万6,949トンそして平成24年度は6万8,461トンということで、毎年ごみというのは可燃ごみは増減がございます。したがって、これは倉浜の一例でありますけれ

ども、東部さん、与那原、西原、南城市の一部のごみ状態が経済状況あるいはその地域性にもよりますけれども、平成23年度と平成24年度の可燃ごみの搬入量の差がそこに生じているのかなというのが一つの要因だと考えると、もう一つはこの最終補正3月の最終補正については、東部さんの平成24年の4月から平成25年の1月までは受託実績を基本に計算して10カ月分の1月当たりの平均の搬入量、受託料を出します。その90パーセントを2月と3月に見込んで最終補正をしたのが計算基礎になります。けれども実際にはそういった24トン程度見込みより減ったというのが、今回の決算との差額の主な理由でございます。以上です。

●普久原朝健議長 花城事務局長。

●花城清雄事務局長 実績のほうのお話がありましたので、答弁したいと思います。平成24年度の糸豊組合の一時保管残渣の搬出量は1,679.4トンでございます。現在、残量としましては、8,826.5トンでございます。島尻清掃のほうは平成24年度の搬出量が1,021.4トンでございます。残量といたしましては、2,049.7トンというふうになっております。東部清掃組合につきましては、平成24年度の搬入量が2,513.9トンというふうな実績になってございます。以上です。

●普久原朝健議長 高橋 真議員。

●高橋 真議員 答弁ありがとうございます。次長の答弁ですけど、積算根拠も縷々述べられまして、増減があるんだというお話であったかと思いますが倉浜では可燃ごみは増え続けているんですね。当組合において搬入される可燃ごみというのは、増え続けているというのが統計的にあったものですから、その焼却残渣が通常であればこう増えていくのではないかという視点を持っておりました。要するに増えるというのが基本的に自然なのかなと経済状況等縷々御答弁なされていたけど、本員はこの24トン減少したというのは、結構大きな数字ではないのかなと思ったわけです。それでそういう誤差というのは当組合から見た場合というのは、至極出来てしまうものなのかなという疑問が疑義がありましてそれをちょっとお尋ねさせていただいたんですが、要は本員が申し上げたかったのは、当組合で持っている最終処分場というのは、やはり、2市1町の共有財産であると思えます。その財産の部分を東部清掃さんは、協定を結んで焼却残渣を受け入れてということと協力体制を支援体制をしっかりと敷いているわけですが、そういったちょっとした事かも知れませんが、その最終処分場の管理のあり方というのは、もう少し緊張感を持ってしっかりと計画行政の中で、見込み違いが無いように、そういった増減が出た場合は、しっかりと先方とも連携を取りながら、なぜ増えたのか、なぜ減ったのかということとこの決算の総括で組合当局としての見解をまとめていただきたいというふうに本員はそういうふうに考えておりますが、事務局長どう思いますか。

●普久原朝健議長 花城事務局長。

●花城清雄事務局長 高橋議員の質問にお答えしたいと思います。議員のほうからですね、やはりごみが増えていくそして、それを最終処分場で処分をするわけですが、2市1町のそういう倉浜のほうのですね、そういう状況がいろんな予算とか、そういうものをしっかりと連携していかなければ、やはりいろんな問題が出て来るんじゃないかというふうな議員からの御質問であります。予算執行につきましては、しっかりと内容を審査してちゃんとした予算執行が出来るように努力していきたいというふうに思います。今後はいろんな

ものがあると思うんですが、予算と執行済、調定というふうにしっかり本組合としても本当に細かい数字を積み上げをして、やっていきたいというふうに思います。努力します。

●高橋 真議員 どうもありがとうございました。

●普久原朝健議長 ほかに質疑はありませんか。

呉屋議員。

●呉屋 等議員 おはようございます。では質疑をさせていただきます。決算書のほうの12ページのほう、3款1項1目11節の需用費そして次のページ13ページのほうのそれも同じく3款1項2目の11節の需用費そして次のページ14ページ3目の11節の需用費そしてまた15ページのほうの4目の11節需用費いずれも修繕費の中で最初見込んでいた修理よりも5基予定したものが3基になったというお話があったんですが、具体的にもう少し細かい資料がありまして、それは倉浜衛生施設組合監査委員から出された資料が今手元にあります。平成24年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算審査意見書のほうを見ますと、19ページのほうに平成24年度不用額についてということで一覧がまとまっています、今、本員が指摘しました需用費の中の不用額そしてそれを細かく修繕費ということで、答えていまして、先ほど局長の方から説明があったのですが、この19ページの方を見ると、その説明の方がもっと詳しくわかりやすいのかなということで、決算書と監査委員からの意見書の19ページを見ながら、質疑をしたいと思います。

この19ページの中の修繕費、4つの節の中の修繕費で不用額が合計1千万円以上が出ております。当然こういった安心安全が第一であると本員は考えますので、再度19ページの中に出て来る修繕費の不用額について先ほど御説明があったんですが、もう一度確認の意味で、19ページで見るとその修繕費の予算と、後、不用額が出ているのでわかりやすいのかなということで、再度この19ページを元に修繕費の御説明をいただきたいと思っております。

●普久原朝健議長 花城事務局長。

●花城清雄事務局長 呉屋議員の御質問にお答えいたします。平成24年度一般会計歳入歳出決算認定資料をお持ちでしょうか。その中で不用額の内容について細かく理由を記載をしてございます。よろしいでしょうか。

●普久原朝健議長

休憩いたします。（午前10時49分）

再開いたします。（午前10時54分）

呉屋議員。

●呉屋 等議員 特にその修繕費500万円の不用額の中では、8基あったものが3基で済んだという説明をいただきましたが、保証期間の適用だとか、あるいは技術的な改善ということで、それは当初予定の8基が3基で済んだということだと思いたしますが、これについて当初予算を立てるときには、どうしてもこれは8基必要だということでこれは予算を立てられたと思いたしますが、予算の計上の仕方についてもどうだったかというところもお伺いしたいところではあります。本員が一番知りたいのは、安心そして安全に運営するというのが一番大原則であると思うので、その中で修繕費が先ほど読み上げた節も合わせて不用額が出ることに對してというか安心安全が本当に守られていくかということが一番知りたいところではありますので、今回この500万円というのは8基のうちの3基で済んだと

いうことは分かるんですが、やはりこれは引き続きですね、これについては安心安全については確保していただきたいんですが、次に多いのがこの同じく3款1項3目11節、そちらのほうも不用額として300万円ほどの不用額でございますが、これについては19ページのほうに説明が入っていて、後それについて説明を少し補足して欲しいのですが。

●普久原朝健議長 町田次長。

●町田 均次長 3款1項3目11節の修繕費の300万6,173円の不用額の説明については、平成24年度の決算認定資料の7ページ、業務第二課のほうの7ページのほうに3款1項3目11節修繕費、予算現額、支出済額、不用額で右端のほうに不用額理由が記載をされております。同じく同ページの下のほう4行目に3款1項4目修繕費、これはし尿処理場費で3款1項3目が最終処分場費、4目がし尿処理場費でし尿処理場費のほうで210万3,941円の不用額が生じております。その不用額の理由については、右端のほうに不用額理由を記載をしているところであります。以上です。

●普久原朝健議長 呉屋議員。

●呉屋 等議員 この資料の7ページのほうの11節の修繕費の中で、結局その予定していた修理に対しても、これは現状での運転が可能だと判断し、修繕を行わなかったために、300万余の不用額が出ているという説明がございまして、これは判断というのはどこで判断をされたことかという、その予算を立てて修繕をしようという見込みされる部分と、それをしなくていいという判断が同じところで判断をするのか、それともちゃんときちんとその判断はゆだねてやっているのかということはどうしてもそこら辺を安心・安全についてどうも良く分からない部分がありますから、11節の修繕費に関しまして、最終的にその運転が可能と判断し、修繕を行わなかったというのはどちらで判断されたか。その件についてちょっと答弁を御願いたします。

●普久原朝健議長 新垣業務第一課長。

●新垣 学業務第一課長 こういったプラント工場というのは、維持管理メンテナンスを非常に重視していきます。おっしゃるように、安全・安心ということで、機械的あるいは電氣的あるいは法的に安全をまず基準にします。それから周辺の住民の皆さんあるいは団体の皆さんに安心を与えるために修理をいたします。その2点を持って私たちは装置の修理が必要なのかそうではないのかを図ってまいります。その図る水準とかについては、技術的な面が非常に多いので、専門の業者を呼んで見積もりさせたり、あるいは現時点では新しい工場においては、設計の担当者と協議をして、これは修理が必要なのかとあるいは必要ではないか。そして修理が必要じゃないまでも、我々のほうで現場の技術のスタッフでメンテナンスを続けていけば修理の期間が来年度に持ち越せるとかいうことを相談してまいります。ですから今回、修繕費が500万円とか300万円とか残したのは当初の見込みとしては通常一般的に装置は100時間動いたらメンテナンスが必要ですよ、あるいは負荷をこれぐらいの力の負荷をかければ1年に1度、半年に1度というメーカー推奨の点検期間があります。我々としては予算を組む時はまず安心・安全を念頭におきますので、当初は設置メーカーの推奨において費用も組んでいきます。しかし実際に使ってみながら今話したように、現場のエンジニアとそして設計と調整して、もう少し手を加えれば1年延ばせるなどというのは、我々の現場のエンジニアが相談して決めています。いずれにいたしましても議員がおっしゃるように安全と安心を念頭において進めております。以上です。

●普久原朝健議長 呉屋議員。

●呉屋 等議員 今の説明で理解出来ました。まずはメーカーのその推奨する期間を持って予算を組み、ただその中に置いてもエンジニアの方と専門の業者の方と調整しながら、掛からない予算は掛けない方が良くと思いますが、最後にはやっぱり安心してそして安全にですね、運営をしていただきたいということを、当然当局の方も重々私が言うまでもないですが、承知のことと思いますが、やはりその不用額が出て来ると、それはそこら辺の所も質疑をさせていただいて確認をさせていただきました。以上です。

●普久原朝健議長 ほかに質疑はございませんか。

(『質疑なし』の声あり)

●普久原朝健議長 質疑ないものと認め、これにて質疑を終了いたします。

次に、討論に入ります。認定第1号について討論はありませんか。

(『省略』の声あり)

●普久原朝健議長 討論省略の声がありますので、討論を終結いたします。討論を終結することに御異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

●普久原朝健議長 御異議ございませんので、討論を終了いたします。

それでは、お諮りいたします。認定第1号、平成24年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

●普久原朝健議長 御異議ございませんので、認定第1号は原案のとおり可決いたしました。

第5、議案第3号 平成25年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。当局の説明を求めます。

花城事務局長。

●花城清雄事務局長 補正予算案を提案する前に、一言お詫び申し上げます。

3月に開催されました定例会において、平成24年度補正予算(第2号)として議決をいただきました債務負担行為補正、財務会計・人事給与システム借上料は、業者との調整不足のため、契約が平成24年度内に締結できませんでした。平成25年度の当初予算で計上しました、財務会計・人事給与システム借上料を、平成25年度第1号補正で全額補正減することとなりました。心よりお詫び申し上げます。

議案第3号について御説明申し上げます。

議案第3号 平成25年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第1号)

みだしのことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき議会の議決を求める。

平成25年9月7日、倉浜衛生施設組合 管理者 東門 美津子。

1ページを御願いたします。

平成25年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第1号)

平成25年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27,275千円を増額し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,497,307 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

平成 25 年 9 月 7 日提出、倉浜衛生施設組合 管理者 東門 美津子

2 ページを御願いたします。第 1 表歳入歳出予算補正、歳入でございます。補正のある項目だけを読み上げて説明させていただきます。

5 款繰入金、1 項基金繰入金、補正前の額 4 億 1,250 万 6,000 円、補正額マイナス 3,232 万 3,000 円、補正後の額 3 億 8,018 万 3,000 円。6 款、1 項繰越金、補正前の額 1,000 円、補正額 5,959 万 8,000 円、補正後の額 5,959 万 9,000 円。歳入合計、補正前の額 24 億 7,003 万 2,000 円、補正額 2,727 万 5,000 円、補正後の額 24 億 9,730 万 7,000 円。

3 ページを御願いたします。歳出、同じく補正のある項目だけを読み上げることにします。

2 款、1 項総務管理費、補正前の額 4 億 9,837 万 5,000 円、補正額 2,555 万 7,000 円、補正後の額 5 億 2,393 万 2,000 円。2 款、2 項監査委員費、補正前の額 62 万 9,000 円、補正額 16 万 3,000 円、補正後の額 79 万 2,000 円。3 款、1 項清掃費、補正前の額 13 億 4,402 万 9,000 円、補正額 155 万 5,000 円、補正後の額 13 億 4,558 万 4,000 円。歳出合計、補正前の額 24 億 7,003 万 2,000 円、補正額 2,727 万 5,000 円、補正後の額 24 億 9,730 万 7,000 円。

4 ページを御願いたします。第 2 表債務負担行為補正、追加になります。警備業務委託料、平成 25 年度から平成 26 年度まで、限度額、1,148 万 3,000 円。施設清掃業務委託、平成 25 年度から平成 26 年度まで、限度額、587 万 2,000 円。昇降機設備保守点検業務委託、平成 25 年度から平成 26 年度まで、限度額、253 万円。防災消防設備保守点検業務委託、平成 25 年度から平成 26 年度まで、限度額、97 万 8,000 円。事務機借上料、平成 25 年度から平成 30 年度まで、限度額、101 万 9,000 円。薬品等購入費、平成 25 年度から平成 26 年度まで、限度額、1 億 603 万 4,000 円。液化酸素購入費、平成 25 年度から平成 26 年度まで、限度額、1,676 万 1,000 円。空気環境等測定分析業務委託、平成 25 年度から平成 26 年度まで、限度額、1,496 万 4,000 円。環境影響評価事後調査業務委託(その 8)、平成 25 年度から平成 26 年度まで、限度額、1,505 万 7,000 円。

次のページを御願いたします。草木類処理業務委託、平成 25 年度から平成 26 年度まで、限度額、1,924 万 5,000 円。資源ごみ等分別業務委託、平成 25 年度から平成 26 年度まで、限度額、5,043 万 9,000 円。処理水等分析業務委託、平成 25 年度から平成 26 年度まで、限度額、869 万 7,000 円。重機借上料(パワーショベル)、平成 25 年度から平成 30 年度まで、限度額、1,197 万円。し尿処理施設運転管理業務委託、平成 25 年度から平成 26 年度まで、限度額、2,938 万 2,000 円。脱水汚泥運搬業務委託、平成 25 年度から平成 26 年度まで、限度額、218 万 3,000 円でございます。

次に補正予算に関する説明書、3 ページを御願いたします。歳入の 5 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金、3,232 万 3,000 円の減でございます。これにつきましては、前年度繰越金の法定積立後の残り分を本補正の財源調整した後に財政調整基金から繰入金を減額補正するものでございます。

4 ページを御願いたします。6 款 1 項 1 目繰越金、5,959 万 8,000 円。これは前年度決算の実質収支額から費目存置の 1,000 円を差し引いた額の補正となっております。

5 ページを御願いたします。歳出の 2 款 1 項 1 目一般管理費でございます。2 節給料 175 万 6,000 円の減。3 節職員手当等 54 万 6,000 円の減でございますが、4 月 1 日付けで採用された新職員の給与月額差額によるものでございます。1 3 節委託料、27 万 7,000 円の減は昇降機設備保守点検業務委託の契約差額によるものでございます。1 4 節使用料及び賃借料、166 万 4,000 円の減でございますが、説明欄、財務会計・人事給与システム借上料 209 万 9,000 円の減と現システムの 10 月から 3 月までシステム使用料、43 万 5,000 円の補正増の増減差額でございます。これはシステム機器等の入れ替えが困難になったため予備費より充用して、現システムを 4 月以降も継続使用しているためでございます。

次に 2 5 節積立金、2,980 万円につきましては、地方財政法第 7 条に基づく決算剰余金の積立金でございます。

7 ページを御願いたします。3 款 1 項 1 目塵芥処理場費（熱回収施設）でございます。2 節給料 363 万円の減、3 節職員手当等 271 万 4,000 円の減でございますが、4 月 1 日付けの人事異動で熱回収施設からリサイクルセンターへ 1 名配置換えになったための減員による補正減でございます。

次に 1 3 節委託料、141 万 7,000 円の減は昇降機設備保守点検業務委託ほか 3 件の契約差額によるものでございます。3 款 1 項 2 目塵芥処理場費（リサイクルセンター）でございますが、2 節給料 363 万円の増。3 節職員手当等 398 万円の増。4 節共済費 224 万 8,000 円の増であります。4 月 1 日付けの人事異動で熱回収施設からリサイクルセンターへ 1 名配置換えになったために増員による補正増でございます。

次に 1 3 節委託料 21 万円の減は、作業環境等測定業務委託の契約差額によるものでございます。

8 ページを御願いたします。3 款 1 項 3 目最終処分場費、4 節共済費 23 万 8,000 円の増は、保険料、介護保険料、共済組合等の負担率がアップしたための補正増でございます。

次に 1 3 節委託料 57 万 3,000 円の減は、計装設備点検整備業務委託他 1 件の契約差額によるものでございます。

3 款 1 項 4 目し尿処理場費、4 節共済費 14 万 6,000 円の増は、保険料、介護保険料、共済組合等の負担率がアップしたための補正増でございます。

次に 1 3 節委託料 38 万 8,000 円の減は、破碎機設備点検整備業務委託他 2 件の契約差額によるものでございます。以上で説明を終わります。御審議のほどをよろしく御願いたします。

●普久原朝健議長 当局の説明は終わります。ただちに質疑に入ります。質疑はありますか。

仲宗根 弘議員。

●仲宗根 弘議員 1 点だけ確認させていただきたいのですけれども。補正予算書の 7 ページの塵芥処理費等々説明の中で人事の配置換え、いわゆる熱回収施設とリサイクルセンターの配置換え、これは別に業務上問題とか出てこないですか。いわゆる専門的な部分と

そうじゃない部分の業務内容というのは、別に問題はないでしょうか。いわゆる、私は熱回収施設に配置換え御願いと云う形で直ぐ出来るようなものなのかどうか。その辺確認させてください。

●普久原朝健議長

休憩いたします。（午前11時18分）

再開いたします。（午前11時18分）

花城事務局長。

●花城清雄事務局長 仲宗根議員の質問にお答えしたいと思います。熱回収施設からリサイクルセンターに今回4月1日で異動しておりますが、技術者でありまして、特に業務的には問題はありません。熱回収施設のほうでの技術職でそしてリサイクルのほうでも関係の業務に就くということで、特段問題は無いというふうに考えております。

●普久原朝健議長 ほかに質疑はございませんか。

（『質疑なし』の声あり）

●普久原朝健議長 質疑ないものと認め、これにて質疑を終了いたします。

次に、討論に入ります。議案第3号について討論はありませんか。

（『省略』の声あり）

●普久原朝健議長 討論省略の声がありますので、討論を終結してよろしいでしょうか。

（『異議なし』の声あり）

●普久原朝健議長 御異議ございませんので、討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第3号 平成25年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（『異議なし』の声あり）

●普久原朝健議長 御異議ございませんので、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

第6、報告第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号 例月現金出納検査の結果報告について議題といたします。

本件につきましては、報告書をお手元に配布してございますので、これをもって報告にかえさせていただきます。

それでは、第7、一般質問に入りたいと思います。

お手元に配布しております一般質問通告書について、8月28日の通告締めきりまでに、2名の議員から一般質問通告書が事務局に提出されております。質問制限時間は、お一人20分以内で御願いたします。

それでは、一般質問提出順によりまして一般質問を行いたいと思います。

1番目に2番議員仲宗根 弘議員、2番目に5番議員高橋 真議員の順序で行います。

それでは、2番議員仲宗根 弘議員から御願いたします。

2番議員仲宗根 弘議員。

●仲宗根 弘議員 それでは一般質問をさせていただきます。週末で皆さん忙しいことだと思いますので、確認をしっかりとらせていただきたいということで、是非しっかりとした答弁がいただければと思います。それでは地域還元施設についての一般質問をしていきたいと思っております。（1）これまでの経過と計画案についてということで、①の当初、現工

場を新しく建て替えるときに、地域説明会、これは、自治会、PTA、農業団体等々に説明があった中で、地域還元施設はこういう形で倉浜はしていますよと説明の中で合意の下に現工場の建て替えの部分で合意した部分があったんですけども、その部分の中で当初から野球場、サッカー場、大型農業施設、ビニールハウス等の整備をしっかりと地域の声として取り入れて造りたいという説明がありましたけれども、これが今の時点になって全く無くなっているものですから、その辺が、どう今後説明していくのか。これは是非答弁いただきたいと思います。続きます。次の②の中で還元施設というのはこれまでも、前の倉浜議会もそうですけれども、いろんなそういう先進視察をさせていただいた時、工場から2kmの範囲の中で施設を作れるんだという説明をして、それをもっと広がりがあるなということで現地での視察もさせてもらったんですけども、これが今になると現工場敷地内にしかできないというような説明が聞こえたものですから、この辺はどういうふうにやっていかれるのかというのが非常に気になるところで、この辺の部分も教えていただきたいと思います。そして③ですが、この間、那覇・南風原の地域還元施設を見せていただいたんですけども、これが2kmぐらい離れているところに施設が出来ていて、なぜ向こうは出来るんだけれども、ここがなぜそういうふう出来ないのかという、その辺の説明もしっかりやっていただきたいと思います。④は関係者の先進地視察の目的、工場を造る前の地域の皆さんが行った時の部分という勘違いでこれは、④は省きます。とりあえず③番まで答弁いただけますか。

●普久原朝健議長 当局の答弁を求めます。花城事務局長。

●花城清雄事務局長 仲宗根議員の質問に御答えいたしたいと思います。地域還元施設のこれまでの経過と計画案についてということで御質問があります。①のほうでございますが、地元還元施設につきましては、地元還元施設計画検討委員会設置要綱を制定をしております。そして平成24年4月1日から施行をしております。平成24年度におきましては、検討委員会を3回開催をいたしました。今年度も4月と8月に検討委員会を開催をしているところでございます。現在検討委員会では県内外の先進事例の情報収集、新炉稼働後の電気等の供給量にあった施設規模の検証、またハード面である箱物の検討だけでなくソフト面での事業についても、全国的にどういう事業が行われているのか調査をして、現在多角的に検討をしているところでございます。②番と③番につきましては、まとめて答弁したいと思います。県外の他の施設につきましては、熱回収施設から還元施設まで2km程度離れている施設もございます。倉浜においては新炉建設時に工場敷地内に地元還元施設を建設スペースが確保出来ましたので、また同一敷地内における電気等の有効活用が最も大きなメリットとして考えられ、平成19年7月12日の第2回ごみ処理施設建設推進委員会において、現在の建設予定地に決定をしております。以上でございます。

●普久原朝健議長 仲宗根 弘議員。

●仲宗根 弘議員 答弁になってないなという感じもするんですけども、管理者、このいわゆる①からの部分でいわゆるこれは各議会にもそういう建設業者会等々からの要請が上がっている部分もあると思いますけれども、沖縄市議会にはそれを聞いて、いわゆる野球場とかサッカー場とかまたビニールハウスをつくるという、そういう計画があった中で、業者会の皆さんも是非これは二市一町も含めた建設業者会、土木関係等々の皆さんが早めに造って欲しいという要請もあったりするような状況があった中で、全くその部分が見え

なくなっているというか、完全に無い状況になっているものですから、その辺の説明をどうするかというのを是非御聞かせいただきたい。それと、今、事務局長からあったけれども、倉浜は現工場に土地が確保出来たからということですからけれども、残り500坪しかない土地に、これが当初計画から確保出来たと言えるのかはよく分からない。それだけしかないからそれだけの計画しか出来ませんよというような流れに自然的にそうなると感じますけれども、その辺もう少し、確保出来たのかそれしかないのかという部分だけ、倉浜の管理者として事務局として、しっかり説明していただかないと。議会も確保して500坪しかなかったですというのはなかなか認めづらい部分もあって、その辺がどうなのかということをしかりと答弁いただきたい。それから⑤番目、⑥番目ずっと続けていくんですけれども、いわゆるこれまで議会側もそうですけれども、温水プールとか御風呂場を見させてもらったんですけれども、それ以外は殆ど見てない状況ではあるんですけれども、いわゆる御風呂場という感じ、温水プールとかという感じの中で、いわゆる沖縄市の場合もふるさと創生資金を使ってジスタスとか、そういう民間の活力で温水プールや風呂場とかというのがありますし、宜野湾市にはああいうような民間施設があるわけで、同じように倉浜がそういうような風呂場とかプールとかそういう健康器具を備えた設備を作るというの、どうも民間と組合との中で、どうもお互いマイナスの部分が出て来るのではないかという気もするし、そして1番の問題というのが今後の市民負担という部分で倉浜に対して負担の中で、今、温水を工場を冷やした部分の熱を、それでタービンを回して発電して売電して還元するという部分が、そういう温水プールになってしまうとその部分のマイナスも出て来るし、その部分というのがもうぼちぼちこれまでこういう計画も難しい、厳しい、今後のプールとか風呂場を造るというの、この際二市一町の市民も負担の軽減、そして民間の活力にもマイナスになるような還元施設だと、いらぬと言わぬが、造らないでやろうという大きな方向転換も是非、考えていったほうがいいんじゃないかという思いがするものですから、当然、⑤番目の二市一町の負担が大きくなるということも非常に気になることです。だから思い切った形での二市一町の市民が理解出来るような計画をしっかり持っていかれたほうがいいんじゃないかという思いがあるものですから、この部分でもし、今の計画、これからだと思いますけれども、温水プール等々を造るときに二市一町の負担の見通しとかというのはどうなるのか、まず見積もった部分を御聞かせいただきたいんですけれども。⑦番までいきますけれども、いわゆる二市一町の町民市民が理解出来るような還元施設、プール以外の思い切った施設、当然いろんな形でちょこちょこ話が出るような葬祭場とかということも可能ではないかという部分も含めて、理解出来るような還元施設の計画を検討していけるのかどうか。是非、御聞かせいただきたいと思います。それと⑧番目のそういう計画の部分が全然見えて来ない部分があって、その計画の説明はどういうふうにしていかれるのか、それも教えていただきたいと思います。⑨番目までいきます。2月にも申し上げましたけれども、いわゆる敷地内にあるその500坪の土地に施設を造った時に、いわゆる嘉手納飛行場離発着の直下になるものだから、これが本当に二市一町の市町民が理解出来るような、ゆっくりもし風呂場とか造ったとしてもそこにゆっくり御風呂なんて入る時間があるのかどうか、この辺の農業している人なんか7時ぐらいまで畑仕事して7時後から御風呂を入りに来れるのかという、いろんな部分を含めてこの場所でそういう計画を進めたいのであれば、今、私は管理者から直接その部

分はどういう思いなのかというのを御聞かせいただければ。よろしく御願います。

●普久原朝健議長 当局の答弁を求めます。花城事務局長。

●花城清雄事務局長 仲宗根議員の質問に御答えいたしたいと思います。やはり還元施設を造る場合には、二市一町の住民の皆さんの理解をいただきながら建設を進めていくというのが重要になってきますし、また、現在考えておりますのは、倉浜のですね、熱とかそういう電気等の有効活用、そういうことをメリットとして考えて、平成19年の推進委員会のほうで決定をしているところであります。議員のほうからいろんな温水プールとかの話もありますが、現在それにつきましては、検討委員会のほうでいろんなハード面、ソフト面ですね、いろんなものを出し合いながら検証をしながら検討しているところでございます。やはり1番大事なのは、やはり還元施設を造る場合に構成市町の住民の皆さんの理解を得ながらこういう施設を建設していかなければいけないと思いますので、そういうことにも充分注意を払いながら、すばらしい還元施設が出来るように検討委員会のほうで充分審議をしまして、そして有る程度の具体的な案が出来ましたら、議会のほうにも説明を申し上げ、また住民のほうにも説明会を開催して御理解をいただきたいというふうに考えております。以上です。

●普久原朝健議長

休憩いたします。(午前11時38分)

再開いたします。(午前11時38分)

東門管理者。

●東門美津子管理者 管理者から最後の質問のところは、ということでしたので、議員御指摘のようにこの組合は嘉手納飛行場の米軍機の離着陸から派生する騒音あるいは飛行航路また産業廃棄物の問題等厳しい状況にあるということは、私たちも知っております。そこに地元から親しまれる還元施設の建設としては、ある意味多くの問題を抱えているなどということは考えております。議員の御指摘の件、御質問の趣旨というのは充分理解しておりますが、建設予定地を他のところに移すということにつきましては、地元還元施設建設において、最大のメリットであります同一敷地内における電気等の有効活用を含め、還元施設としての特色を最大限に発揮出来ることを目標に今までも検討委員会として、検討委員会で検討してきているところでございますから、そこから具体案の提案と共にはっきりと検証して参りたいというふうに考えております。

●普久原朝健議長 仲宗根 弘議員。

●仲宗根 弘議員 ありがとうございます。なかなか厳しい状況もあるかもしれないですけれども、一般質問というのが、そういう経緯があったということも是非、認識していただいて、しっかり説明というのは、是非、きめ細かく理解出来るような形でやっていただきたいという要望を申し上げまして一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

●普久原朝健議長 以上をもちまして2番議員仲宗根 弘議員の一般質問を終わります。

つづきまして、5番議員 高橋 真議員。

●高橋 真議員 早速ですが通告書に基づいて一般質問を行います。質問事項の1. 旧炉解体工事(第二工場)についてであります。質問の要旨(1)ダイオキシン類の除染工事を含めた安全対策について質問をさせていただきます。この質問は本議会においても一般

質問があったり、また議案審議の中での質疑もあったということもありまして、若干内容が重複する部分がありますので簡潔に質問をさせていただきたいんですが、きちんと責任を持って当組合が対応出来ていけるのかということを確認するための質問でありますので、よろしく御願いたします。質問要旨①、これは関連しますので一気に御尋ねいたします。旧炉内部には有害物質は存在するか教えていただきたいと思います。②、解体・除染工事で留意すべき事は何か教えていただきたいと思います。③、受注業者の工事進捗の安全管理は図れるか教えていただきたいと思います。よろしく御願いたします。

●普久原朝健議長 それでは、当局の答弁を求めます。花城事務局長。

●花城清雄事務局長 高橋議員の質問に御答えいたします。旧炉の解体工事についてでございますが、(1)ダイオキシンの除染工事を含めた安全対策についてということですが、すでに稼働停止いたしました旧ごみ焼却炉の内部にはダイオキシン類及び有害性の重金属類が付着、残留している可能性がございます。これらの物質の処分につきましては、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令に基づき、適正かつ安全に処分をしていきます。②番と③番についてまとめて答弁をしたいと思います。本解体工事の実施に当たりましては、周辺環境の保全に万全を期し、農業関係者、近隣住民、各会社等の支障のないように留意して本工事を行います。また、施工及び工程管理に当たっては、施設内に焼却灰等の汚染物質が付着、残留している場合は、これらの汚染物質除去、飛散防止、除去した汚染物質の処理、処分を法律に基づき適正に行うと共に、作業員の安全について、作業環境にも留意しながら実施していきたいというふうに考えております。以上です。

●普久原朝健議長 高橋 真議員。

●高橋 真議員 分かりました。管理の徹底をよろしく御願いたします。要望にかえさせていただきます。質問の要旨(2)解体後の跡地利用について御尋ねいたします。これも関連しますので①から③まで一気に御尋ねしたいと思います。①、解体工事を交付金事業ではなく単費にした経緯について教えてください。②、その際ストックヤードを造るという御話がありましたが、ストックヤードは必要ないのか教えていただきたいと思います。③、解体後は沖縄市所有の土地でありますので沖縄市に返還予定なのか、当組合の方針を教えてください。

●普久原朝健議長 花城事務局長。

●花城清雄事務局長 解体工事の跡地利用について、答弁したいと思います。当初旧工場の解体工事につきましては、交付金事業で行う予定をしておりました。ただ交付金事業の対象の条件といたしまして、新しい環境施設を建設しなければならない。そのため当時はストックヤード建設の予定を当初はしておりました。しかしその後の検証におきまして、旧工場の解体工事に伴う交付金の条件になっています新たなストックヤードを建設することについて事業費または事業拡大に伴う15年間の維持管理費等の比較検証を行ったところ、やはり交付金事業で新規のストックヤードを建設するよりは、解体工事を単費で行ったほうが安価であるというふうな結果になりました。その内容を踏まえまして、平成24年1月26日の第1回運営委員会におきまして承認をいただき、そして平成24年2月21日管理者会議においても審議をした結果、第2工場、第3工場とも単費で解体工事を行うことを承認いただいたところでございます。②のストックヤードの必要性についてです

が、当初交付金事業対象の条件として新たな環境施設の建設にあたり、県内外の他施設の解体事業の状況なども参考にし、ストックヤードの建設を検討しておりましたが、新工場内にストックヤードを設置しているため、現在ストックヤードについて緊急な設置を必要ととしてごさいません。③のほうでございしますが、解体工事後の土地の返還については、基本的に沖縄市に返還する予定でございします。これから、第3工場の解体工事も予定しており、第2工場、第3工場の解体工事終了後、沖縄市に返還をする予定でございします。以上でございします。

●普久原朝健議長 高橋 真議員。

●高橋 真議員 答弁ありがとうございました。ストックヤードを環境施設として予定していてもどんな意味があったのだろうか、本員は思っておりまして。まさかではございしますが、交付金を活用するためだけに環境施設を造るという意味あいではなくて、当初は必要であったと。しかし、新工場が出来てストックヤードも含めた施設が中にあるので、今現在においてはそういったストックヤードを造らなくても大丈夫なんだというような、交付金のためだけに環境施設、ストックヤードが出てきたのではないかと、そういう思いがあったものですから質問をさせていただきました。局長の答弁でおおむね理解出来る部分がありますので、しっかり現在の実状を踏まえた上で判断をしたことについては、大体理解出来る部分がありますので、この質問は終わりにしたいと思います。

つづきまして質問事項2. ごみ排出量の管理について御伺いいたします。質問の要旨(1) ごみ排出量の管理のあり方について。①、直近3カ年実績において搬入量の増減はどうなっているか教えてください。

●普久原朝健議長 花城事務局長。

●花城清雄事務局長 資料として今提供していると思っておりますがよろしいでしょうか。資料を見ながら説明をしたいと思っております。ごみの排出量の管理のあり方についての①のほうであります。平成22年度7万5,855.69トン、平成23年度は7万8,484.36トン、平成24年度は7万9,454.17トンと毎年少しずつごみの搬入量は増加傾向にございします。以上です。

●普久原朝健議長 高橋 真議員。

●高橋 真議員 分かりました。ごみの増加傾向であるという部分でありますけど、それではそれを受けて、今回回収している一般廃棄物のごみの種類別に若干質問させていただきますが、いわゆる一般家庭から回収するごみと、事業系ごみというものがあるはずだと思いますけど、どちらのごみが増加傾向なのか。教えていただけないでしょうか。

●普久原朝健議長

休憩いたします。(午前11時50分)

再開いたします。(午前11時50分)

花城事務局長。

●花城清雄事務局長 資料のほうでは、家庭系ごみと事業系ごみについては、増減は分かりませんが、こちらのほうの資料といたしまして、現在、家庭系ごみについては、少しずつ減の方向に進んでおります。事業系につきましては、総量として1,000トンほど増えてございします。以上です。

●普久原朝健議長 高橋 真議員。

●高橋 真議員 ありがとうございます。いただいた決算資料の中に主要な施策の成果を説明する書類というものがあまして、これの10ページ目に家庭系ごみの一人当たりの搬出トン数が対前年度比で載っております。これを見ると、いわゆる対前年度比で見ると減っているわけですから、単純に家庭系ごみが減少している数値を示しておりますので、単純に引き算をすれば事業系ごみが総量は増えて、家庭系ごみは減ってということは、事業系ごみが増えているのかなということが推察されるわけなんですけど、なぜ、きちんと事業系ごみのデータは取っていないのでしょうか。きちんと分析するためにも事業系ごみの統計データを取るべきではないかと本員は考えますが、今後どのようにしていきたいと当組合では考えているのでしょうか。見解を教えてください。

●普久原朝健議長 新垣業務第一課長。

●新垣 学業務第一課長 今回の議員からの御質疑ですが、まず、おっしゃるように家庭系ごみの収集や運搬と、それにかかる集計、統計はしております。一方、事業系ごみについても、やはり手数料というのがございまして、事業系については可燃ごみ、不燃ごみということで手数料を徴収してございます。ですからその分についてのデータは我々は持っております。今後の件だと存じます。これまでの構成市町とのデータの集計、公表については、構成市町共々相談協議しながら今回の表みたいなものをつくりましますけど、更に、事業系も詳しく記載する必要があるれば、今後、構成市町とも協議をして、より詳しく記載して参りたいと思います。以上です。

●普久原朝健議長 高橋 真議員。

●高橋 真議員 質問の要旨②に移ります。総量が増加傾向に対して資源ごみ搬入量が減少傾向の要因についてどう御考えか教えてください。

●普久原朝健議長 花城事務局長。

●花城清雄事務局長 高橋議員の質問に御答えいたします。資源ごみの搬入につきまして、資料を見ていただきたいんですが、平成22年度は7,390.23トン、平成23年度は8,737.98トン、毎年順調にごみが増えておりましたが、平成24年度は8,375.80トンと、始めてマイナスに推移してございます。これは資源ごみ区分の草木類が平成23年度は3,420.14トンでございましたが、平成24年度は2,921.60トンということで、大幅に減少したためでございます。主な要因と考えておりますのは、平成23年度に例年より強い台風が襲来し、草木類の搬入が増加したのではないかとというふうに考えております。なお、マイナス傾向につきましては、単年度のみの減少なのか、25年度の資源ごみの搬入状況を注視しているところでございます。以上でございます。

●普久原朝健議長 高橋 真議員。

●高橋 真議員 台風の影響で草木類が増えて実際昨年と一昨年度が大幅に増加したとそういう一過性の要因というものも分かりますし、必ずしも減少傾向ではないんだというふうなことは局長の答弁でおおむね理解出来る部分があります。ただこの資源ごみが、いわゆる本員が懸念しているのは、ごみ総量が増加傾向にあるのに対して、今後も資源ごみが減少する傾向はないと言い切れるのか、というようなものがありまして、おそらくごみの搬出量というのは少ない方がよろしいはずですし、また、ごみを出さずにしてもいわゆるリサイクル出来る資源ごみが多いことがまだ望ましいのかなと本員は思うわけですが、例えば、事業系ごみについてでありますけど、これは、資源ごみと分別されて搬入されている状

況があるのか教えていただきたいと思ひます。

●普久原朝健議長 新垣業務第一課長。

●新垣 学業務第一課長 事業系ごみの分別がどこまで推し進められているかという御質問の趣旨と存じます。事業系ごみの分別については、新工場が立ち上がって平成22年4月から、やはりリサイクルセンターのほうで5種の分別を基に設計されたものであります。これまでは事業系が2種分別しかやってない。可燃と不燃でした。ですから今後22年度から事業系ごみについても、家庭ごみと同様な資源の収集運搬をしていただくわけにはいかないかということで、平成22年4月の中旬頃から、各構成市町の担当課、2市1町で事業系ごみ分別変更調整会議というのを最初にスタートしまして、約1年間かけて事業者の皆さんとも情報交換をして、どの内容であれば分別できるかということで相談して参りました。結果から申し上げますと、まず、4種分別をしていただくということで了解をいただいております。しかし、実際問題としては、事業者の皆さんはビンのほうが分けやすいということもありまして現時点では可燃ごみと不燃ごみと資源の中のビンを現時点では主に分別しているところであります。今後については、更にこれを推し進めるために継続して、これから古紙とかペットボトルとか、通常家庭で分別されている内容に準じて進めて参りたいと考えております。以上です。

●普久原朝健議長 高橋 真議員。

●高橋 真議員 ありがとうございます。実際その分別のいわゆる事業系ごみについてもいわゆる資源ごみの分別を進めていく方針であると、事務レベル会議ではやっていらっしゃるということをお伺いしました。実際当組合では事業系ごみが搬入される時に、分別されて搬入される体制やルールづくりというのは整っている状況と言えるのか教えてください。

●普久原朝健議長 新垣業務第一課長。

●新垣 学業務第一課長 現時点におきましてというか、平成22年の1月頃から試運転を含めて、徐々にリサイクルセンターに運ばれる資源ごみがどういう積み方でどういうふうな収集運搬で、どういうふうな積み方で積み降ろしの方法等々を実験的に試行して参りました。22年の4月1日からはおおむね家庭系のごみの分別に対しては充分対応出来るということで今日まで来ております。それから加えて事業系ごみも分別を進めるべきだろうということで4種分別されても対応として十分だろうと考えております。

●普久原朝健議長 高橋 真議員。

●高橋 真議員 質問の要旨③に移ります。循環型社会の構築とは何を意味するのか当組合の理念を教えてください。

●普久原朝健議長 花城事務局長。

●花城清雄事務局長 高橋議員の質問に御答えいたします。廃棄物の3R、リデュース、リユース、リサイクルを総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を生かしながら3Rに関する明確な目標設定の下、広域的かつ、総合的に廃棄物処理、リサイクルを推進する社会を循環型社会というふうな形で言うと思ひます。本組合では、これまで新工場の計画段階から資源やエネルギーを最大限活用すること、埋立処分量を最小化すること、廃棄物処理に伴う環境負荷を最小化することの実現に向けて建設の段階から推進して参ったところがございます。以上です。

●普久原朝健議長 高橋 真議員。

●高橋 真議員 ありがとうございます。これは最後の段階になりますので是非、東門管理者に最後は御伺いしたいと思います。質問の要旨④、当組合と構成市町との連携についてであります。事務局のほうからも局長からも課長からも縷々御答弁がありました。いわゆる倉浜組合としては理念としては先ほど言ったごみの分別また減量、再資源化、リデュース、リユース、リサイクルというものをしっかり目指して、いわゆる循環型社会の構築を目指したごみ処理業務も推進して行くという理念を持ちつつ、家庭系ごみではいわゆる、資源ごみとした分別を進め、出来る中で事業系ごみについてもしっかりといわゆる組合の中では事務レベル協議を重ねながら、しっかりと取り組んでいきたいというような御話がありました。しかしながら、ごみを搬入する権限は構成市町にあるかと思えます。それぞれ条例にも定められていると思えますが、各市町の条例の中では、事業系ごみにおいては、いわゆる可燃と不燃しか定められていない状況であると、つまり資源ごみの分別をいわゆる図るような形のものはまだ整っていない状況であると本員は考えております。そこでいわゆるこの受け入れごみ処理業務をする当組合において、しっかりとした循環型社会の構築を目指す理念を達成するためには、事業系ごみだけは、資源ごみをという形で分別しないで、家庭系ごみだけに分別して、いわゆるごみを出させるというのは、少し不公平な部分があるとは言えないか。またいわゆる理念と整合性が取れないのではないかと思うわけですね、家庭系ごみだけを別けて、事業系ごみは可燃と不燃だけと。しっかりと分別を進めていくためには、やはりきちんとした議論を開始していかなければいけないと本員は考えております。そこで、当組合として管理者として構成市町との連携をどう考えていくおつもりなのか、管理者の御見解を伺いたいと思います。

●普久原朝健議長 東門管理者。

●東門美津子管理者 御指摘のとおりだと思います。いや家庭系ごみだけではだめでしょうと事業系もしっかりと分別すべきでしょうという主旨だと思います。そのとおりで今現在構成市町の中では、月に1回担当者が集まりまして、しっかりと理念を達成すべくいわゆる3Rですね、循環型社会を目指すという中で議論をしているところでございます。先ほど業務第一課長からも答弁がありましたように、そういうのを試験的に行ってきて、今そろそろ4種分別を事業系も家庭系ごみと同じようにやっていける状況にきているということですので、しっかりとその方向で進めていきたいと思えます。一方だけ家庭系ごみだけ、家庭のほうで御願いをして、事業系は違うよねということではないと思っておりますので、倉浜の担当の皆さんもしっかりとそれを意識した上での議論もしながらの推進でございまして、またいろいろと御協力を御願いたします。

●普久原朝健議長 高橋 真議員。

●高橋 真議員 最後に要望して終わりたいと思います。しっかりと構成市町それぞれ違いますので、貴重な丁寧な議論を積み重ねて合意を形成していく中で有るべき姿をつくっていただきたいと思えます。それには当組合においてもやはり自発能動的な取り組みが必要でありますので、構成市町任せにするのではなくて、当組合の主体的な意志をしっかりと持って行動していただきたい。要望いたします。以上です。

●普久原朝健議長 以上で高橋 真議員の一般質問を終わります。

これにて第7 一般質問を終了いたします。

御諮りいたします。本定例会において議案等が可決されましたが、会議規則第37条の規定により、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●普久原朝健議長 御異議ございませんので、そのように決定いたします。

これにて本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。よって、平成25年度第2回倉浜衛生施設組合議会定例会をこれにて閉会いたします。御苦勞様でした。

閉 会 (午後12時07分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成25年 11月 12日

議長 普久原 朝健

会議録署名議員 前宮 美津子

会議録署名議員 仲 泉 根 弘